

中学生に多い消費生活相談事例

中学生の消費生活相談件数 1 位はインターネットゲーム

令和3年度 京都府における消費生活相談件数（商品・役務別分類上位3位）

中学生					
1位		2位		3位	
インターネットゲーム	38件	健康食品 (サプリメント等)	9件	脱毛剤	8件

全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET） 令和4年8月検索

令和3年度に京都府内の消費生活センターに寄せられた、契約当事者が中学生の相談事例

1 位 インターネット(オンライン)ゲーム課金※の相談事例

※キャラクターやアイテム購入等のポイントや料金の支払い

【事例1】 契約購入金額:約20万円

携帯電話の請求が高額だったので、子どもに確認をしたところ、オンラインゲームで課金をしていた。プラットフォーム事業者^(注)に対応を求めたが断られた。取り消しできないだろうか。

【事例2】 契約購入金額:約60万円

子どもが、ゲーム機を購入して親のクレジットカードを持ち出し、ゲーム課金で利用した。突然高額な請求が来ているが、支払えず困っている。ゲーム会社からは親の責任と言われてしまった。

【事例3】 契約購入金額:約5千円

ネットのオンラインゲームサイトでゲームのデータを個人から購入し、コンビニから代金5千円を振り込んだ。その後、データが届かず、相手に申し出たが、先にレビューを投稿するように言われた。サイト内には商品が手元に届くまではレビューを投稿しないようにと記載があった。しかし、何度も要求され、データが届かないので仕方なくレビューを投稿してしまった。その後、相手と連絡が取れなくなり、サイト運営業者に申し出たが、レビュー後のトラブルについては本人同士の解決となると言われた。

2 位～3 位の相談事例

【事例4】定期購入(ダイエットサプリ) 契約購入金額:約1万円

子どもが1回だけのつもりでダイエット用サプリメントを注文した。商品が届いたが、後日同じ商品が届き、定期購入であることがわかった。支払いができないので親に相談があった。取消しできないだろうか。

【事例5】定期購入(脱毛剤) 契約購入金額:約1万円

初回 500 円の脱毛クリームをネット通販で見つけたので申し込んだ。翌月同じ商品が届いたのでサイトを確認したら、最低4回購入しなければ解約できない定期コースだった。支払総額は1万円になる。初回分はお金も払って使用済み。2回目が届いているが未使用である。解約したい。

(注) プラットフォーム事業者：オンラインゲームの配信や課金決済を管理している事業者。スマートフォンでのオンラインゲームの場合は Apple 社の App Store や Google 社の Google play を介して課金決済を行うことが多い。

その他の相談事例

【事例6】ワンクリック詐欺(アダルトサイト) 請求金額:約45万円

子どもがスマホで調べものをしていた際に、誤ってアダルトサイトに繋がり、「間違ってクリックした方はこちら」という表示を見て、記載の番号に電話した。画像を見ていないと主張したが、事業者からは「確かめる」と言われたようだ。私から再度、事業者に電話したが、営業時間が終わっていて話ができなかった。名前や住所は伝えていない。

【事例7】投げ銭 契約購入金額:約20万円

カード利用明細で課金に気付いた。子どもが2ヶ月前から、ライブ配信サービスで応援する人に投げ銭をしていたようだ。毎日無料でポイントが貰え、応援する人の人気が出てきたら貰えるポイントもある。スマホに制限がかかっていると思っていたので、貯まったポイントの中で利用しているつもりだったが、課金になっていて総額20万円を超えている。携帯電話会社に電話して、制限解除の原因確認と返金請求をしたが却下された。

【事例8】欠陥商品 契約購入金額:約3万円

約1ヶ月前に購入した自転車を運転中に片方のペダルが外れて怪我をした。治療費と診断書で約4,000円かかった。購入店に連絡し、自転車を見てもらったが、ペダルの取り付けの問題か、構造の問題なのか、原因は分からないとのこと。

※契約当事者年齢18歳の事例です。

クーリング・オフのハガキを書いてみよう！

【事例】 脱毛エステ 契約日:20××年8月1日 商品(役務)名:全身脱毛プラン
契約金額:40万円 契約企業:〇〇エステティック株式会社

昨日、18歳の子どもが脱毛エステで約40万円の契約をした。2万円支払済みと言っている。クーリング・オフで取り消したいが、どうすればよいか。

「クーリング・オフ」リーフレット→



京都府消費生活安全センター 京都市南区東九条下殿田町 70 京都テルサ西館 2 階

◆ 電話相談窓口

- ・消費生活相談 075-671-0004【平日午前9時～午後4時】(祝休日、年末年始を除く)
- ・若年消費者ほっとダイヤル 075-671-0044【平日午前9時～午後5時】(祝休日、年末年始を除く)

◆ 若年者向けインターネット相談窓口

- ・Under22 消費生活相談窓口

